

第2号様式(第10条関係)

令和 8 年 4月3日

沖縄県議会議長 殿

沖縄県議会議員 仲里 全孝



令和 7年度政務活動費に係る収支報告について

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第10条第1項に基づき、別紙のとおり令和 7年度政務活動費収支報告書を提出します。



別紙

令和 7年度 政務活動費収支報告書

議員名 仲里全孝

1 収 入 政務活動費 1,800,000 円

2 支 出

(単位:円)

項 目	支 出 額	備 考
調査研究費		
研 修 費		
広聴広報費	461,538	議会報告(令和8年3月特別号)
要請陳情等 活 動 費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費		
事 務 所 費	1,346,227	家賃 電気料
事 務 費		
人 件 費		
合 計	1,807,765	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残 余 0 円

統一様式一①

經費區分別支出一覽表

經費區分

廣聽廣報費

[illegible]

広報紙充当可能割合確認票

議員名 仲里 全孝

広報紙名	紙面割合
令和8年3月 特別号	●全体面積: $29.7\text{cm} \times 21\text{cm} \times 8\text{面} = 4989.6\text{cm}^2$ ●充当対象外記事: 面積計 $= 0.9\text{cm}^2$ ① $0.9\text{cm} \times 0.9\text{cm} = 0.9\text{cm}^2$ ●充当可能割合: $1 - (0.9\text{cm}^2 / 4989.6\text{cm}^2) = 0.9998 \approx 99.9/100$ 以下

充当割合:政務活動 のみ全額充当

広聴広報費

お客様No. 009938

営業 000653

領 収 証

No. 419022-1

県議会議員 仲里全孝 様

日 付	2026年03月30日
金 額	¥462,000※

上記の通り正に領収致しました。

■入金内訳

内 訳	金 額	摘 要
振 込	¥462,000	議会報告書

丸正印刷株式会社

〒 903-0211

沖縄県西原町小那覇12番地

TEL 098-835-8181 FAX 098-835-8184

登録番号 T3360001005109



議 会 報 告 印 刷 代 (6,000 部) 462,000 円

沖縄県議会議員

仲里全孝

会派＊沖縄自民党・無所属の会

令和8年3月特別号

沖縄県議会

〒900-0021 那覇市泉崎1-2-3 沖縄・自民党会派603号室
電話 098-866-2527



令和7年6月、9月、11月、令和8年2月 県議会定例会

日頃より温かいご支援とご声援を賜り、心より感謝申し上げます。

議会活動の近況をご報告させていただきたく、本紙を発行いたしました。

沖縄県議会議員として二期目も折り返しを迎え、皆さまから託された責任の重さを日々実感しながら、県政の諸課題に全力で取り組んでおります。

一昨年、沖縄本島北部を襲った観測史上最大の豪雨災害からの復旧・復興はいまも重要な課題です。住宅被害や土砂災害、農林水産業・畜産業への影響など、地域経済と暮らしへの打撃は大きく、引き続き生活再建と産業振興の加速に力を尽くしてまいります。

また、金利政策や国際情勢の変化などの影響により、円安や物価高騰が長期化し、家計や地域経済への負担は依然として続いております。加えて、本県には経済振興、福祉・医療、教育環境の充実、基地問題、離島・各地域の振興など、多岐にわたる重要課題があります。

政治に求められる最も大切な使命は、県民の命と暮らしの安心・安全を守ることであるその思いを、二期目の活動を通して改めて強くしております。

そのためには、法令を遵守した適正な行政運営、そして県民に対して透明性の高い県政運営が不可欠です。議会の立場から、是々非々で建設的な提言とチェック機能を果たし、信頼される県政の実現に努めてまいります。

一つ一つの課題に誠実に向き合い、県民の皆さまの不安を少しでも取り除くことができるよう、これからも全力で取り組んでまいります。

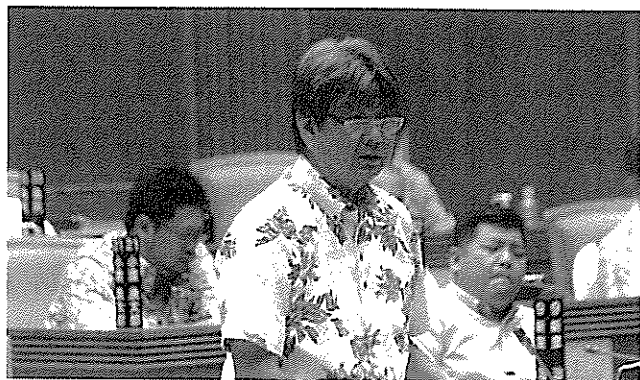
沖縄県、そしてやんばる地域がさらに発展し、次世代へ誇れる郷土となるよう、引き続き努力を重ねてまいりますので、今後ともご指導・ご鞭撻を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

2026年3月 沖縄県議会議員 仲里全孝

令和7年〔一般質問〕 6月定例会

令和7年第4回沖縄県議会6月定例会の代表質問

令和7年6月25日(水)



第4回沖縄県議会(6月定例会)の代表質問に沖縄自民党・無所属の会より仲里全孝議員が1番手に立ちます。以下の質問項目を事前通告いたしました。

1:知事の政治姿勢について

(1) 今年には戦後80年を迎える中で、県では様々な祈念事業を企画していると聞いているが、知事として節目に当たって、どのような平和発信を県内外に行っていく考えを持っているのか伺う。

(2) 度重なる在日米軍兵による事件・事故が後を絶たない中、日米地位協定の改定については沖縄県からその意義を主張していく必要があると思われるが、具体的に知事は協定のどの部分で根本的な改定が必要だと考えているのか伺う。

(3) いわゆる「フォーラム」や共同パトロールが本年度に入ってから実施されていることは意義深いことだと思われるが、知事として今後も米軍や警察とともに手を携えて対策に取り組むために、どの程度意欲を持っているのか伺う。

(4) UH1ヘリコプターから発火物を含む物品の落下事故が発生し、探索の結果、発見に至らないという県民に大きな不安を与える事故が発生したが、県として当該事件のてんまつについて、どのような情報を確認し、再発防止策として何が必要と考えているのか伺う。

(5) 安和栈橋における痛ましい事故から1年がたとうとしているが、いまだに事業者からの申入れに対

して県は不誠実な態度を取り続け、抜本的な安全対策を講じていないことは厳しく批判されるべきであり、速やかに改善が図られるべきと思うが、知事はどのように捉えているのか伺う。

(6) 国民保護法に基づく避難実施要領を複数検討している自治体が少ないことが明らかとなったが、一方でこうした計画策定に当たって市町村の負担も大きいと、県が手を差し伸べることも必要だと思うが、市民、県民の安全に直結する問題であり、支援する手だてはないのか伺う。

(7) 先日、知事自らが訪米し、ロバーツ・ドジャース監督への県民栄誉賞授与を行ったようであるが、表彰に至った経緯と、以前来県した折に表彰を検討する考えはなかったのか伺う。

(8) 与那国沖に設置されていたブイが中国政府により撤去されたことが確認されたが、当局は修理のため一時的なものだと主張するなど、今後も再度ブイ設置に踏み切るような度重なる挑戦的態度を取っていることに対して、県知事として抗議すべきではないか伺う。

(9) 四役を含めた県幹部によるハラスメント事案について、これまで全庁的な調査が行われたことはあるのか、職員が意欲を持って働ける環境づくりのため取組を図るべきではないか伺う。

(10) OCVB次期会長人事の報道において、知事が起用する考えを示したとのことだが、独立した法人の人事に対して県知事が介入することは不適切ではないか、どのような根拠を持ってこうした発表を行ったのか伺う。

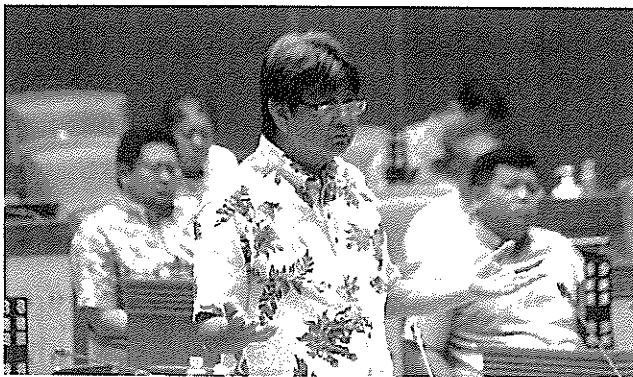
(11) 経済財政運営と改革の基本方針、いわゆる骨太の方針2025において、引き続き国家戦略としての沖縄振興が位置づけられ、特に経済界が中心となって取りまとめているGW(ゲートウェイ)2050構想が文言として記載された。骨太の方針2025についての知事の受け止めと評価について伺う。

(12) 物価高の状況がやむ気配を見せず、県民生活

への負の影響が続く中で、困窮世帯の苦しさが際立ってきている。重点支援交付金等の活用が図られている一方で、県独自の県単事業による物価高対策は講じられているのか、具体的な取組について伺う。

(13)6月上旬に天皇皇后両陛下と愛子内親王殿下が本県を訪問されたところであるが、知事は今回の行幸啓の成果と意義について、どのような感想を持っているのか伺う。

(14)ワシントン事務所については先日解散・清算手続を行い、閉鎖されたとの報告があったが、閉鎖したからといって過去の諸問題についての検証も自動的に終了するという事にはならない。監査委員や議会として今後も調査を進めていく必要があるということは言うまでもないが、知事部局としてはどのような対応を取る考えか伺う。



2:医療・介護・福祉・生活衛生について

(1)百日ぜきの蔓延が続いている。症状が長期化する感染症であり、予防のための注意喚起、特に混合ワクチンの接種が効果的だと思われるが、県では関係機関とどのような連携の下で対策を講じているのか伺う。

(2)北部基幹病院の開設に当たって、整備費用の増加が深刻な問題となっている。財政的負担でしか対応し得ない問題であることは否めないが、県としてどういった財源を確保して対応していく考えを持っているのか伺う。

(3)離島・僻地を多く抱える本県において遠隔医療・遠隔診断の重要性は特筆すべきものがあると考え。遠隔サービスの導入・普及に当たっての課題点、これを解決するための方策は何だと考えてい

るか伺う。

(4)民生委員・児童委員の現状は、成り手不足が常態化しており、充足率向上への取組が叫ばれて久しい。改めて民生委員・児童委員の社会的意義の尊さを周知し、社会的・地域的理解の促進を図るべきと考えるが、県の取組状況について伺う。

(5)高齢者の生活状況調査が初めて行われたようであるが、高齢者の貧困という問題が明らかとなった。単身・独居者への見守り支援など、元気で生き生きと老後を暮らせる仕組みづくりが重要と考えるが、調査結果を受けた今後の対策の方向性について伺う。

(6)匿名・流動型犯罪グループによる被害が増加し、より手口が巧妙化しているようである。被害に遭わないための周知とともに、摘発に向けた体制整備、被害者支援策について、一連のものとしてどう捉えているのか、基本的な見解を伺う。

(7)県民皆歯科検診とフッ化物洗口の推進について、子どもたちの歯の健康、大人になっても丈夫な身体をつくっていく必要性からも、より重要性を増している。学校現場において、どのような取組を推進しているのか伺う。

(8)歯科技工士の育成・確保が本県の課題の一つとなっており、養成学校の誘致がその解決策として提示されている。今後県として、この課題にどのように向き合っていく考えを持っているのか伺う。

(9)地域医療介護総合確保基金については、総合的なサービスメニューがそろっている中で、国からの予算獲得が適切になされているのか、使い道が今一つ見えにくい部分がある。基金の制度概要とともに、適切な活用が図られているのか当局に伺う。

(10)県立病院が再び大幅な赤字経営に陥っており、不断の経営改革が必要とされている。中部病院の建て替えという大きな事業計画が控える中で、病院経営陣そして知事はどのような経営方針を持っているのか伺う。

(11)薬剤師不足解消に向けた取組について、県内大学への薬学部設置に関する検討進捗状況を伺う。

(12)介護ケア・産後ケアの質の向上について伺う。

(13)中部病院圏域、北部病院圏域のどちらにも属しづらいという点から、中頭西部地区における急性期医療拠点の整備についての要望が強くなってきている。県当局としてはこの課題にどう向き合っていく考えを持っているのか伺う。



3:国土強靱化・インフラ整備について

(1)全国的に上下水道管の老朽化に起因する事故等が発生しており、本県においても復帰以前からの施設も多く存在している中で、他人事ではない課題として認識しなければならない。水道・下水道当局としての現状把握と対策について伺う。

(2)先日、不発弾処理中の爆発事故が発生し、作業に当たっていた自衛隊員数名がけがを負う結果となった。いまだに相当な埋没量が見込まれる中で、経年劣化による腐食が進行し、同様の事故が発生するおそれが今後高くなるように思われる。作業員の生命に関わる問題であり、早急に対応策を検討する必要があると考えるが、県の見解を伺う。

(3)全国的に「防災道の駅」として地域防災拠点となる施設整備が進められており、県内においても関係行政機関が連携して、整備・指定に向けた取組を進めるべきであると考えているが、土木建築部としての考え方を伺う。

(4)PPP/PFIの推進体制が本年度から強化されているが、他都道府県に比べて導入状況はあまり芳しくないように見受けられる。課題となっている点はどこにあると分析しているのか、また今後の公共施設等の総合管理への導入をどのように計画しているのか伺う。

(5)県内道路標識の視認性向上については、我が会派から2月議会において取り上げたところ、国において点検要領案を作成することが発表され、今後、市町村等とも連携した取組が求められると思うが、対策の現況と取組の方向性について伺う。

(6)今年の梅雨時期は例年よりも短く、降雨量も少なかったものと思われる。昨年も給水制限や夜間断水が約20年ぶりに発動される一歩手前の状況となっていたが、本年も同様の問題が生じかねないのではないかと。県内ダムの貯水率の状況と今後の渇水対策について伺う。

(7)県庁本庁舎改修工事等の概略について

ア:現在の進捗状況と今後の事業計画について伺う。

イ:旧県立図書館の改修事業における最低制限価格積算ミス問題について伺う。

ウ:防災棟建設事業の進捗について伺う。

(8)地場の産業・企業を育成する観点から、県内企業優先発注及び県産建設資材優先使用の推進を図るべきと考えるが、県としての総合的な取組について伺う。

(9)トラック運転手の待遇改善について、県内企業における取組状況を伺う。

(10)県事業における物価高を踏まえた資材・労務単価積算の適正化について、本年度における予算措置の状況について伺う。

(11)道路維持管理における性能規定型契約が導入されているようであるが、効果検証がなされているのかどうか、旧来の発注方式と比較してどういった分析を行っているのか伺う。

(12)沖縄都市モノレールの経営状況が好転してきており、観光需要を的確に取り込んでいるものと推察される。モノレール3両化事業が進む中で、今後どのような経営見通しを持っているのか伺う。

(13)土木建築部建設工事等級別請負工事金額の基準額について、より幅広く中小建設業者が受注機会を拡大できるような改定を求める声もあると聞いている。どのような基準で特AやAランクの区分けがなされているのか、また、今後この基準を改定する考えはないのか伺う。

(14) 奥武山Jリーグ規格スタジアムの整備について、計画内容が最近明らかとなったところであるが、今後の事業計画や資金計画について伺う。

(15) 地域防災拠点としての商工会館の活用・大規模改修等を進める自治体が高知県などをはじめ少しずつ増えているようであるが、本県においても商工会館の老朽化は著しく、有利な財源を確保する観点からこうした防災拠点化も視野に入れるべきであると考えているが、県の考えを伺う。

(16) 伊是名・伊平屋地域の振興について、毎議会において進捗を確認してきているが、一向に架橋事業や伊平屋空港整備の見通しが立たない状況がここ数年続いている。まさに先般の借換債の増額議決はこうした事業への活用可能性を示唆するためのものであって、知事として財源を確保し、事業を進める考えを持つべきではないか伺う。

4:経済産業・地域活性化について

(1) トランプ関税が今年に入ってから自動車や農産品を中心に影響を受けているが、本県経済への影響も皆無とは言えないと思われる。県としてどのように把握しているのか伺う。

(2) データセンターの地方展開策が国として推進項目に入っていると聞いているが、狭小な土地でかつ酷暑気候である本県では、地上よりも海中への設置可能性が高いのではないかと。外国では実証実験もなされており、投資アセットとしても注目されているため、県として研究を進めるべきではないか伺う。

(3) ブルーエコノミーの推進が現振興計画に規定をされているが、具体的な県としての方向性がいまだ見えづらい部分がある。海洋基本計画の策定の必要性も従来から指摘をしてきたが、総合的な検討状況について伺う。

(4) オープンイノベーション創出支援事業の取組と効果について伺う。

(5) 台湾との経済・文化・教育交流について、民間レベルで積極的な活動が行われているが、県としては台湾との交流にどのように取り組んでいるのか伺う。

(6) 東海岸サンライズベルト構想を推進していくためには、公共機関のみならず民間団体・企業がそれぞれの役割に応じた関わり方を果たす必要があると考えるが、こうした地域プラットフォームのような仕組みづくりはどのようになっているのか伺う。

(7) 物流の核となる倉庫群の確保・高度化に当たっては、港湾整備と一体となって推進を図る必要があり、商工・土木の連携が不可欠である。こうした観点からの中城湾港における今後の倉庫整備・港湾整備計画について伺う。

(8) 航空機整備産業クラスター形成の推進の進捗状況について伺う。

(9) スタートアップエコシステム拠点都市選定の意義について伺う。

5:子ども・子育て、学術・教育政策について

(1) 沖縄こども調査の概況について伺う。

(2) 子ども食堂の状況及び子どもの貧困対策の効果検証について伺う。

(3) 県内待機児童の状況について伺う。

(4) 保育士の業務負担軽減と人材確保支援について伺う。

(5) 国の出産費用無償化方針と沖縄県下の現状について伺う。

(6) 教育無償化、給食費無償化の動向について伺う。

(7) OISTをめぐる現況について

ア: スタートアップ支援の取組状況について伺う。

イ: 元職員による不正行為の概況と再発防止策について伺う。

(8) 教員のメンタルヘルス対策について伺う。

(9) 教育庁におけるラーケーションの取組について伺う。

令和7年〔一般質問〕 9月定例会

令和7年9月22日(月)

令和7年第5回沖縄県議会9月定例会の一般質問

第5回沖縄県議会(9月定例会)の一般質問に沖縄自民党・無所属の会より仲里全孝議員が7番手に立ちます。以下の質問項目を事前通告いたしました。

1:河川河口部の土砂堆積問題について、知事の見解を伺う。

(1)沖縄県における河口部の土砂堆積問題について、各市町との調整状況を伺う。

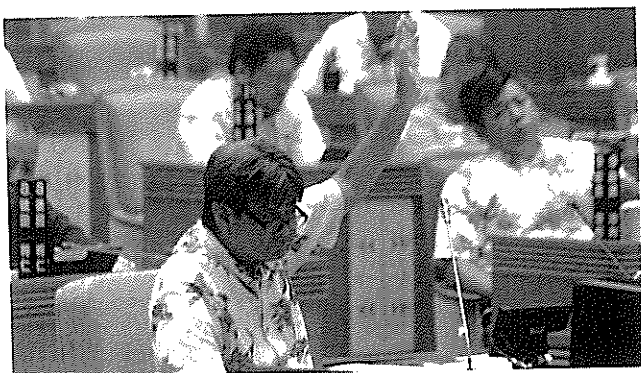
(2)本部町字具志堅有馬原(ありまぼる)の河口における土砂堆積の改善状況について伺う。

(3)今帰仁村大井川しゅんせつ工事の進捗状況について伺う。

(4)金武町伊芸区美德川河口の堤防基礎部が露出状態であるが改善状況について伺う。

(5)河口部土砂堆積が漁業や観光、地域住民の生活に与える影響について、県はどのように把握しているか伺う。

(6)国(国土交通省等)や学識経験者との連携・調査研究の実施状況について伺う。



(7)将来的な恒久対策(しゅんせつ、護岸整備、環境保全の両立など)に向けた県の方針を伺う。

2:海洋レジャーに関連する事故や水難事故について、知事の見解を伺う。

(1)県内において多発している海洋レジャー事故・水難事故に対する対策状況について伺う。

(2)古宇利島で発生した水難事故の内容について伺う。

(3)海水浴場や観光地における安全管理体制(監視員の配置、注意喚起サイン、ライフジャケット着用の啓発など)の現状と課題について伺う。

(4)観光客(特に外国人旅行者)への多言語による安全啓発やルール周知の取組について伺う。

(5)事故発生時の救助・医療体制(消防・海上保安庁・医療機関の連携)について伺う。

(6)県内におけるユニバーサルビーチの開設状況について伺う。

(7)ビーチを管理する中で、指定区域外(ビーチ外)における遊泳やレジャー活動の管理状況について伺う。

3:我が会派の代表質問との関連について

令和7年〔一般質問〕 11月定例会

令和7年第7回沖縄県議会11月定例会の一般質問

令和7年12月8日(月)



第7回沖縄県議会(11月定例会)の一般質問に沖縄自民党・無所属の会より仲里全孝議員が3番手に立ちます。以下の質問項目を事前通告いたしました。

1:西原町上原と中城村伊集の境界にある道路崩落について

- (1)道路崩落の発生原因について伺う。
- (2)被害状況及び安全確保について伺う。
- (3)過去の点検・補修履歴について伺う。
- (4)この道路が危険区域に位置づけられていたかについて伺う。

2:大宜味村における導水管破裂について

- (1)導水管破裂の原因は何か、詳細を伺う。
- (2)断水世帯数や工業用水・生活への影響など、被害状況について伺う。
- (3)導水管の老朽化・点検状況について伺う。
- (4)導水管の老朽化の状況及び定期点検や維持管理の実施状況について伺う。

(5)導水管破裂に伴うトンネル内配管工事を含む復旧工事の総費用額について伺う。

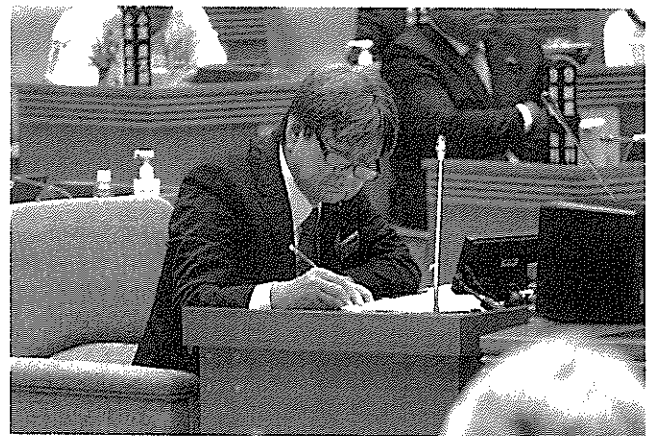
3:国道329号(伊芸付近)の護岸整備計画の進捗について伺う。

4:教育行政について

(1)本部高校において、海洋レジャーやマリン関連の学科を新設することについて、教育長の御見解を伺う。

(2)辺土名高校への入学希望者、県内外からの応募状況について教育長の御見解を伺う。

5:我が会派の代表質問との関連について



第1回沖縄県議会(2月定例会)の一般質問(2日目)に沖縄自民党・無所属の会より仲里全孝議員が6番手に立ちます。以下の質問項目を事前通告いたしました。

1:ワシントンDC事務所について

(1)当該ワシントンDC事務所は、県の正式な意思決定及び決裁文書が存在しないまま設立・運営されていた事実があるのか、明確に伺う。

(2)実質的に運営を担っていた法人組織(株式会社)が、ビザ取得及びFARA(外国代理人登録法)登録を行っていた事実はあるのか伺う。

(3)営利企業従事許可を申請せずに活動していた事実はあるのか確認したい。

(4)知事は、令和6年10月頃、百条委員会開催前に本件を初めて認識したと説明しているが、それは事実か。認識時期及び報告経路を含めて伺う。

(5)県が当該株式会社の1000ドル分の株式を保有している事実はあるのか。また、その取得経緯及び法的根拠について伺う。

(6)これまで約9億円余の県費が支出されているが、その支出は法的・財政的に適正か

つ妥当なものであったと現在においても断言できるのか。検証結果と併せて明確な見解を求める。

2:教育行政について

(1)高校入学時に求められる連帯保証人及び申請書類の具体的内容について伺う。

(2)当該保証人の法的責任の範囲はどこまで及ぶのか。学費・損害賠償等を含め明確に示されたい。

(3)離島生徒が本島で受験・進学する場合の連帯保証人制度の現状について伺う。

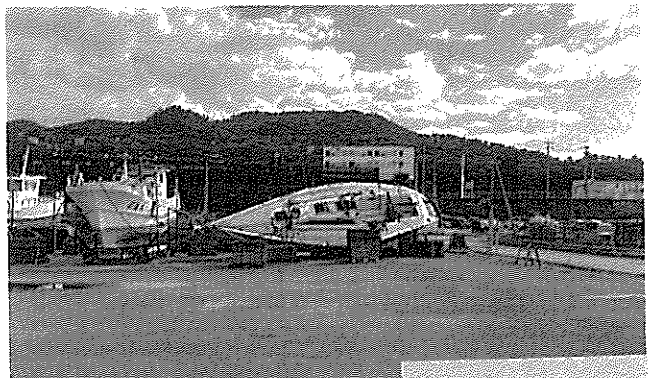
3:水道行政について

(1)伊是名村全域で断水のおそれがあるとされる件について、その具体的内容を伺う。

(2)浄水設備不具合の原因は何か。

4:我が党関連質問との関連について

本部港における放置艇及び放置車両の撤去状況(放置期間や所有者特定、手続きの状況等)。県はどのように対応してきたか伺う。



フェイスブック(本県)



統一様式－①

經費區分別支出一覽表

経費区分 事務所費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
毎月払	家賃(水道料込み)(4～3月分) @102,000×12	1,224,000	全額	1,224,000
4/16	電気料(従量)4月分	5,072	全額	5,072
5/30	電気料(従量)5月分	6,512	全額	6,512
6/13	電気料(従量)6月分	7,388	全額	7,388
7/25	電気料(従量)7月分	27,071	全額	27,071
8/20	電気料(従量)8月分	21,453	全額	21,453
9/18	電気料(従量)9月分	7,325	全額	7,325
10/28	電気料(従量)10月分	8,543	全額	8,543
12/5	電気料(従量)11月分	8,610	全額	8,610
12/30	電気料(従量)12月分	6,444	全額	6,444
2/3	電気料(従量)1月分	7,859	全額	7,859
3/10	電気料(従量)2月分	14,990	1/2	7,495
3/19	電気料(従量)3月分	16,910	1/2	8,455
事務所費 充当合計				1,346,227

充当割合:政務活動 のみ全額充当

事務所費

家賃

4 月 分



RECEIPT 領 収 書

アパート名

Apt. No

名 前

NAME

DATE

日 付 7 年 4 月 7 日

DAIEI HOUSING

(株)大栄不動産

269-2 KIN KIN CHO

金武町字金武269-2

TEL:098-968-2999

TOTAL [合計] ￥ 102,000-

	明 細	金 額
1	RENT FOR 4 月分家賃 [/ ~ /]	100,000
2	CHARGE [共 益 費]	
3	SECURITY DEPOSITS [敷 金]	
4	AGENCY FEE [手 数 料]	
5	TAX [消 費 税]	
6	STAMP DUTY [印 紙 代]	
7	[家賃保証代]	
8	FIRE INSURANCE [火 災 保 険]	
9	WATER BILL [水 道 料 金]	2,000
10	PARKING BILL [駐 車 料 金]	
11	GAS BILL [ガ ス 料 金]	
12		
13		
14		
15		
16		
17		
	TOTAL [合計]	102,000

充当割合:政務活動 のみ全額充当

事務所裏

家賃

5月分



RECEIPT 領収書

アパート名

Apt. No 付可店舗(102)

名前

NAME 仲田 全孝 様

DATE

日付 7年 5月 7日

DAIEI HOUSING

(株)大栄不動産

269-2 KIN KIN/CHOE

金武町字金武269-2

TEL:098-9683909

TOTAL [合計] ¥ 102,000-

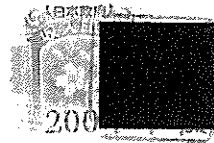
	明細	金額
1	RENT FOR 5月分家賃 [/ ~ /]	100,000
2	CHARGE [共益費]	
3	SECURITY DEPOSITS [敷金]	
4	AGENCY FEE [手数料]	
5	TAX [消費税]	
6	STAMP DUTY [印紙代]	
7	[家賃保証代]	
8	FIRE INSURANCE [火災保険]	
9	WATER BILL [水道料金]	2,000
10	PARKING BILL [駐車料金]	
11	GAS BILL [ガス料金]	
12		
13		
14		
15		
16		
17		
	TOTAL [合計]	¥ 102,000-

充当割合:政務活動 のみ全額充当

事務所費

家 賃

6 月 分



RECEIPT 領 収 書

アパート名

Apt. No 104

名 前

NAME 中野 全孝 様

DATE

日 付 2年 5月 9日

DAIEI HOUSING

(株)大栄不動産

269-2 KIN KINCHO

金武町字金武

TEL:098-968-2999

TOTAL [合計] ￥ 102,000 -

	明 細	金 額
1	RENT FOR 5 月分家賃 [/ ~ /]	100,000
2	CHARGE [共 益 費]	
3	SECURITY DEPOSITS [敷 金]	
4	AGENCY FEE [手 数 料]	
5	TAX [消 費 税]	
6	STAMP DUTY [印 紙 代]	
7	[家賃保証代]	
8	FIRE INSURANCE [火災保険]	
9	WATER BILL [水道料金]	2,000
10	PARKING BILL [駐車料金]	
11	GAS BILL [ガス料金]	
12		
13		
14		
15		
16		
17		
	TOTAL [合計]	102,000

充当割合:政務活動 のみ全額充当

事務所費

家賃

7月分



RECEIPT 領 収 書

アパート名
Apt, No 117-2
名 前
NAME 伊藤 金太郎
DATE
日 付 7年 7月 4日

DAIEI HOUSING
(株)大栄不動産
269-2 KIN KIN
金武町字金武
TEL:098-968-2999

TOTAL [合計] ¥102,000-				
	明 細	金 額		
1	RENT FOR 7月分家賃 [/ ~ /]			
2	CHARGE [共 益 費]			
3	SECURITY DEPOSITS [敷 金]			
4	AGENCY FEE [手 数 料]			
5	TAX [消 費 税]			
6	STAMP DUTY [印 紙 代]			
7	[家賃保証代]			
8	FIRE INSURANCE [火災保険]			
9	WATER BILL [水道料金]			
10	PARKING BILL [駐車料金]			
11	GAS BILL [ガス料金]			
12				
13				
14				
15				
16				
17				
	TOTAL [合計]			

充当割合:政務活動 のみ全額充当

事務所室

家賃

8月分



RECEIPT 領 収 書

アパート名
Apt. No. 101
名前
NAME 伊藤 淳一
DATE
日付 2017年 8月 8日

DAIEI HOUSING
(株)大栄不動産
269-2 KIN KAWA
金武町字金川 269-2
TEL:098-9681299

TOTAL [合計] ￥ 102,000			
	明 細	金 額	
1	RENT FOR 8 月分家賃 [/ ~ /]	70,000	00
2	CHARGE [共 益 費]		
3	SECURITY DEPOSITS [敷 金]		
4	AGENCY FEE [手 数 料]		
5	TAX [消 費 税]		
6	STAMP DUTY [印 紙 代]		
7	[家賃保証代]		
8	FIRE INSURANCE [火災保険]		
9	WATER BILL [水道料金]	2,000	00
10	PARKING BILL [駐車料金]		
11	GAS BILL [ガス料金]		
12			
13			
14			
15			
16			
17			
TOTAL [合計]		72,000	00

充当割合:政務活動 のみ全額充当

事務所費

家賃

9月分



RECEIPT 領収書

アパート名
Apt. No 102
名前
NAME 付里 金孝 様
DATE
日付 7年 7月 7日

DAIEI HOUSING
(株)大栄不動産
269-2 KIN KIN CHIC
金武町字金武269-2
TEL:098-9682299

TOTAL [合計] ¥ 102,000-

	明細	金額
1	RENT FOR 7月分家賃 [/ ~ /]	100,000
2	CHARGE [共益費]	
3	SECURITY DEPOSITS [敷金]	
4	AGENCY FEE [手数料]	
5	TAX [消費税]	
6	STAMP DUTY [印紙代]	
7	[家賃保証代]	
8	FIRE INSURANCE [火災保険]	
9	WATER BILL [水道料金]	2,000
10	PARKING BILL [駐車料金]	
11	GAS BILL [ガス料金]	
12		
13		
14		
15		
16		
17		
	TOTAL [合計]	102,000

充当割合:政務活動 のみ全額充当

事務所費

家賃

10月分



RECEIPT 領収書

アパート名

Apt. No

名前

NAME

DATE

日付

147600 (12)

仲里 全孝 様

7年 7月 2日

DAIEI HOUSING

(株)大栄不動産

269-2 KIN KIM

金武町字金武

TEL:098-9684249

TOTAL [合計] ¥ 122,000

	明細	金額
1	RENT FOR 10月分家賃 [/ ~ /]	120,000
2	CHARGE [共益費]	
3	SECURITY DEPOSITS [敷金]	
4	AGENCY FEE [手数料]	
5	TAX [消費税]	
6	STAMP DUTY [印紙代]	
7	[家賃保証代]	
8	FIRE INSURANCE [火災保険]	
9	WATER BILL [水道料金]	
10	PARKING BILL [駐車料金]	
11	GAS BILL [ガス料金]	
12		
13		
14		
15		
16		
17		
	TOTAL [合計]	122,000

充当割合:政務活動 のみ全額充当

事務所 賃

家 賃

// 月 分



RECEIPT 領 収 書

アパート名
Apt. No 付町店舗(02)
名 前
NAME 付里 金多 村
DATE
日 付 7年 7月 8日

DAIEI HOUSING

(株)大栄不動産

269-2 KIN KUCHI

金武町字金武3-2

TEL:098-968-2999

TOTAL [合計] ￥102,000-

	明 細	金 額
1	RENT FOR // 月分家賃 [/ ~ /]	100,000
2	CHARGE [共 益 費]	
3	SECURITY DEPOSITS [敷 金]	
4	AGENCY FEE [手 数 料]	
5	TAX [消 費 税]	
6	STAMP DUTY [印 紙 代]	
7	[家賃保証代]	
8	FIRE INSURANCE [火 災 保 険]	
9	WATER BILL [水 道 料 金]	
10	PARKING BILL [駐 車 料 金]	
11	GAS BILL [ガ ス 料 金]	
12		
13		
14		
15		
16		
17		
	TOTAL [合計]	

充当割合:政務活動 のみ全額充当

事務所費

家賃

12月分



RECEIPT 領 収 書

アパート名
Apt. No 仲田店舗 (102)
名 前
NAME 仲里 千尋 様
DATE
日 付 7年 12月 9日

DAIEI HOUSING

(株)大栄不動産

269-2 KIN KINENCE

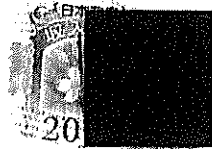
金武町字金武 263-2

TEL:098-9684249

TOTAL [合計] ¥306,000-

	明 細	金 額
1	RENT FOR 月分家賃 [/ ~ /]	
2	CHARGE [共 益 費]	
3	SECURITY DEPOSITS [敷 金]	
4	AGENCY FEE [手 数 料]	
5	TAX [消 費 税]	
6	STAMP DUTY [印 紙 代]	
7	[家賃保証代]	
8	FIRE INSURANCE [火災保険]	
9	WATER BILL [水道料金]	
10	PARKING BILL [駐車料金]	
11	GAS BILL [ガス料金]	
12		
13	R75 12月 - R75 2月 (3ヶ月) 家賃代 207	300000
14	R75 12月 - R75 2月 (3ヶ月) 水道代 6000	6000
15		
16		
17		
	TOTAL [合計]	7 306000

重要組合: 政務活動 のみ金額充当



RECEIPT

領 収 書

アパート名

Apt, No

名 前

NAME

DATE

日 付 R8 年 3 月 10 日

DAIEI HOUSING

(株)大栄不動産

269-2 KIN

金武町字金武269-2

TEL:098-968-2999

TOTAL [合計] ¥102000-

	明 細	金 額
1	RENT FOR 3月分家賃 [/ ~ /]	100000
2	CHARGE [共 益 費]	
3	SECURITY DEPOSITS [敷 金]	
4	AGENCY FEE [手 数 料]	
5	TAX [消 費 税]	
6	STAMP DUTY [印 紙 代]	
7	[家賃保証代]	
8	FIRE INSURANCE [火災保険]	
9	WATER BILL 3M [水道料金]	2000
10	PARKING BILL [駐車料金]	
11	GAS BILL [ガス料金]	
12		
13		
14		
15		
16		
17		
	TOTAL [合計]	

充当割合:政務活動 のみ全額充当

事務所費
電気料

電気料金領収証

沖縄電力株式会社		登録番号 T3360001008565	
R 7年 4月分	料金算定期間 3月11日~ 4月 9日	ご使用量 148kWh	
金額	億 千 百 十 万 千 百 十 円	5 0 7 2	
振込先	口座番号 42509- 1-1-4	振込先 従量電灯	461
ご依頼人 仲里 全孝 様 ご使用場所 金武町字金武 667 仲田店舗 102 ご契約者 仲里 全孝 様			
支払期日(上記参照)		R 7年 5月 12日	
金融機関取扱期限日		R 7年 5月 22日まで	
コンビニ等取扱期限日		R 7年 6月 1日まで	
備考		日 附 印	
収入印紙		25.5.30 ローソン屋嘉 インタ印紙店 (A)お客さま控	

電気料金領収証

沖縄電力株式会社		登録番号 T3360001008565	
R 7年 5月分	料金算定期間 4月10日~ 5月13日	ご使用量 179kWh	
金額	億 千 百 十 万 千 百 十 円	6 5 1 2	
振込先	口座番号 42509- 1-1-4	振込先 従量電灯	592
ご依頼人 仲里 全孝 様 ご使用場所 金武町字金武 667 仲田店舗 102 ご契約者 仲里 全孝 様			
支払期日(上記参照)		R 7年 6月 13日	
金融機関取扱期限日		R 7年 6月 20日まで	
コンビニ等取扱期限日		R 7年 7月 3日まで	
備考		日 附 印	
収入印紙		25.5.30 ローソン屋嘉 インタ印紙店 (A)お客さま控	

電気料金領収証

沖縄電力株式会社		登録番号 T3360001008565	
R 7年 6月分	料金算定期間 5月14日~ 6月10日	ご使用量 203kWh	
金額	億 千 百 十 万 千 百 十 円	7 3 8 8	
振込先	口座番号 42509- 1-1-4	振込先 従量電灯	669
ご依頼人 仲里 全孝 様 ご使用場所 金武町字金武 667 仲田店舗 102 ご契約者 仲里 全孝 様			
支払期日(上記参照)		R 7年 7月 11日	
金融機関取扱期限日		R 7年 7月 18日まで	
コンビニ等取扱期限日		R 7年 7月 31日まで	
備考		日 附 印	
収入印紙		25.5.30 ローソン屋嘉 インタ印紙店 (A)お客さま控	

電気料金領収証

沖縄電力株式会社		登録番号 T3360001008565	
R 7年 7月分	料金算定期間 6月11日~ 7月 9日	ご使用量 709kWh	
金額	億 千 百 十 万 千 百 十 円	2 7 0 7 1	
振込先	口座番号 42509- 1-1-4	振込先 従量電灯	2,461
ご依頼人 仲里 全孝 様 ご使用場所 金武町字金武 667 仲田店舗 102 ご契約者 仲里 全孝 様			
支払期日(上記参照)		R 7年 8月 12日	
金融機関取扱期限日		R 7年 8月 22日まで	
コンビニ等取扱期限日		R 7年 9月 1日まで	
備考		日 附 印	
収入印紙		25.7.25 72085 ローソン屋嘉 インタ印紙店 (A)お客さま控	

電気料金領収証

沖縄電力株式会社		登録番号 T3360001008565	
R 7年 8月分	料金算定期間 7月10日~ 8月11日	ご使用量 608kWh	
金額	億 千 百 十 万 千 百 十 円	2 1 4 5 3	
振込先	口座番号 42509- 1-1-4	振込先 従量電灯	1,950
ご依頼人 仲里 全孝 様 ご使用場所 金武町字金武 667 仲田店舗 102 ご契約者 仲里 全孝 様			
支払期日(上記参照)		R 7年 9月 11日	
金融機関取扱期限日		R 7年 9月 19日まで	
コンビニ等取扱期限日		R 7年 10月 1日まで	
備考		日 附 印	
収入印紙		25.9.25 315217 ローソン屋嘉 インタ印紙店 (A)お客さま控	

電気料金領収証

沖縄電力株式会社		登録番号 T3360001008565	
R 7年 9月分	料金算定期間 8月12日~ 9月 9日	ご使用量 227kWh	
金額	億 千 百 十 万 千 百 十 円	7 3 2 5	
振込先	口座番号 42509- 1-1-4	振込先 従量電灯	665
ご依頼人 仲里 全孝 様 ご使用場所 金武町字金武 667 仲田店舗 102 ご契約者 仲里 全孝 様			
支払期日(上記参照)		R 7年 10月 10日	
金融機関取扱期限日		R 7年 10月 20日まで	
コンビニ等取扱期限日		R 7年 10月 30日まで	
備考		日 附 印	
収入印紙		25.9.25 ローソン屋嘉 インタ印紙店 (A)お客さま控	

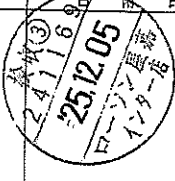
事務所費
電気料

充当割合: 政務活動 のみ全額充当

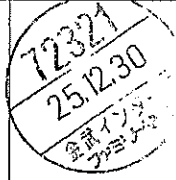
電気料金領収証

沖縄電力株式会社		登録番号 T3360001008565	
R 7年 10月分	料金算定期間 9月10日~10月9日	ご使用量 260kWh	
金額	億 千 百 十 万 千 百 十 円	8 5 4 3	
領収先	支店		
電気番号	契約種別	再帰消費税率超過額(10%) 円	
42509- 1-1-4	従量電灯	770	
ご依頼人 仲里 全孝 様 ご使用場所 金武町字金武 667 仲田店舗 102 ご依頼者 里 全孝 様			
支払期日(上記参照)		R 7年 11月 10日	
金融機関取扱期限日		R 7年 11月 20日まで	
コンビニ等取扱期限日		R 7年 11月 30日まで	
備考	日 附 印		
			
収入印紙 (A)お客さま控			

電気料金領収証

沖縄電力株式会社		登録番号 T3360001008565	
R 7年 11月分	料金算定期間 10月10日~11月11日	ご使用量 249kWh	
金額	億 千 百 十 万 千 百 十 円	8 6 1 0	
領収先	支店		
電気番号	契約種別	再帰消費税率超過額(10%) 円	
42509- 1-1-4	従量電灯	782	
ご依頼人 仲里 全孝 様 ご使用場所 金武町字金武 667 仲田店舗 102 ご依頼者 仲里 全孝 様			
支払期日(上記参照)		R 7年 12月 12日	
金融機関取扱期限日		R 7年 12月 22日まで	
コンビニ等取扱期限日		R 8年 1月 1日まで	
備考	日 附 印		
			
収入印紙 (A)お客さま控			

電気料金領収証

沖縄電力株式会社		登録番号 T3360001008565	
R 7年 12月分	料金算定期間 11月12日~12月10日	ご使用量 189kWh	
金額	億 千 百 十 万 千 百 十 円	6 4 4 4	
領収先	支店		
電気番号	契約種別	再帰消費税率超過額(10%) 円	
42509- 1-1-4	従量電灯	585	
ご依頼人 仲里 全孝 様 ご使用場所 金武町字金武 667 仲田店舗 102 ご依頼者 仲里 全孝 様			
支払期日(上記参照)		R 8年 1月 13日	
金融機関取扱期限日		R 8年 1月 23日まで	
コンビニ等取扱期限日		R 8年 2月 2日まで	
備考	日 附 印		
 			
収入印紙 (A)お客さま控			

充当割合:政務活動のみ全額充当

充当割合:政務活動以外が含まれるので案分

電気料金領収証

沖縄電力株式会社 登録番号 T3360001008565

R 8年 1月分 料金算定期間 12月11日~ 1月14日 ご使用量 227kWh

金額 7859

電気番号 42509- 1-1-4 従量電灯 714

ご依頼人 仲里 全孝 様
ご使用場所 金武町字金武667 仲田店舗 102
ご契約者 仲里 全孝 様

支払期日(上記参照) R 8年 2月 16日

金融機関取扱期限日 R 8年 2月 26日まで

コンビニ等取扱期限日 R 8年 3月 8日まで

備考 日 附 印

収入印紙 (A)お客さま控

電気料金領収証

沖縄電力株式会社 登録番号 T3360001008565

R 8年 2月分 料金算定期間 1月15日~ 2月11日 ご使用量 471kWh

金額 14990

電気番号 42509- 1-1-4 従量電灯 1,362

ご依頼人 仲里 全孝 様
ご使用場所 金武町字金武667 仲田店舗 102
ご契約者 仲里 全孝 様

支払期日(上記参照) R 8年 3月 16日

金融機関取扱期限日 R 8年 3月 26日まで

コンビニ等取扱期限日 R 8年 4月 5日まで

備考 日 附 印

収入印紙 (A)お客さま控

電気料金領収証

沖縄電力株式会社 登録番号 T3360001008565

R 8年 3月分 料金算定期間 2月12日~ 3月10日 ご使用量 525kWh

金額 16910

電気番号 42509- 1-1-4 従量電灯 1,537

ご依頼人 仲里 全孝 様
ご使用場所 金武町字金武667 仲田店舗 102
ご契約者 仲里 全孝 様

支払期日(上記参照) R 8年 4月 10日

金融機関取扱期限日 R 8年 4月 20日まで

コンビニ等取扱期限日 R 8年 4月 30日まで

備考 日 附 印

収入印紙 (A)お客さま控

事務所費充当状況申告票

議員名 仲里 全孝

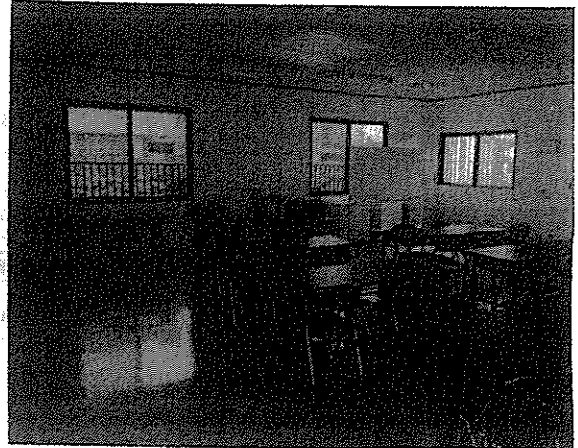
1. 事務所の状況

住所	金武町字金武667番地
----	-------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合	全額充当
------	------

充当割合の説明：

政務活動のみ使用全額充当

(関係経費)

家賃(月額)	100,000	円
その他	水道料 2,000	円
		円

(充当額)

家賃(月額)	100,000	円
その他	水道料 2,000	円
		円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

仲里 全孝



事務所概要申告票

議員名 仲 里 全 孝

1. 物件の所在

住所	金武町字金武667番地 仲田店舗 102	
電話番号	098-968-5085	

2. 所有区分

☐ 自宅兼事務所
☐ 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了（署名・押印も不要）

☒ 専用事務所☐ 賃借事務所

・賃借借契約先 金武町字金武667番地

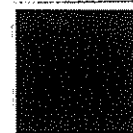
・所有者 ☐ 親族（続柄） ☐ 関連会社 ☐ 第三者・議員との生計 ☐ 議員と生計同一 ☒ 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

署名人 中絶県議会議員 仲 里 全 孝



事務所 中絶 株式会社 大栄不動産



建物賃貸借契約書

事務所

契約期間

自 令和 7 年 2 月 1 日

至 令和 9 年 1 月 末日

物件名 仲 田 店 舗

賃貸人

賃借人 仲 里 全 孝

〒904-1201 沖縄県金武町字金武 269-2

(株)大 栄 不 動 産

TEL (098) 968-2999



(公社)沖縄県宅地建物取引業協会

- ハ 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威嚇を示すことにより、付近の住民又は通行人が不安を覚えること
 ニ 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は収容隠匿して反社会的勢力を出入りさせること
 ホ 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当り、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 ニ 階段・廊下等共用部分への物品を置くこと
 ハ 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等広告物の掲示

（乙の管理義務）

- 第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
 第10条 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
 第11条 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
 第12条 契約締結と同時に甲は、乙に対し入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
 第13条 乙は、鍵の追加設置、交換、又は複製を甲の承諾なく行ってはならない。

（契約期間中の修繕）

- 第14条 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合の修繕に要する費用は、乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕については、乙が負担し、その他の修繕については甲が負担するものとする。
 第15条 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合に、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
 第16条 乙は、本物件中に陥損箇所が生じたときは、甲にその旨を速やかに通知し修繕の必要に応じて協議するものとする。その通知が遅れて甲に損害が生じたときは、乙は、これを賠償する。
 第17条 前項の規定による通知が行われた場合において、修繕の必要が認められるにもかかわらず、甲が正当な理由なく修繕を実施しないときは、乙は自ら修繕をすることができる。この場合の修繕に要する費用は、第1項に準ずるものとする。
 第18条 乙は、次の各号に掲げる修繕は、甲への通知及び承諾を要することなく、自らの負担において行う事ができる。
 ニ 電球、蛍光灯、スイッチ、上下水道の取替え
 ハ その他費用が軽微な修繕

（契約の解除）

- 第19条 甲は、乙が前条に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。
 この貸料又は保証金の返還義務を定めた月が上掲の場合
 この責めに帰すべき事由により必要となった修繕に要する費用の負担義務を定めた月
 第20条 甲は、乙が前条第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されない場合は、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事項が生じた場合も同様とする。
 本物件を前条に定める期間の事業の用に供した月
 第五号の第七項に定める期間の事業の用に供した月を定めては第19条の規定に違反したとき

- ニ 入居時に、乙又は連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき
 ハ その他乙が本契約の各条項に違反したとき
 ニ 銀行取引の停止
 ハ 破産手続きの開始
 ニ 民事再生手続きの開始
 ハ 会社更生手続きの開始
 ニ 特別清算手続きの開始
 第21条 甲又は乙の一方が、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
 ニ 第7条の締結に反する事実が判明したとき
 ハ 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
 第22条 甲は、乙が第7条第2項に規定する義務に違反した場合又は第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

（乙からの解約）

- 第23条 乙は、甲に対して1ヶ月前に解約の申込みを行うことにより、本契約を解約することができる。
 第24条 前項の規定にかかわらず、乙は解約申込みの日から1ヶ月分の賃料又は賃料相当額を甲に支払うことにより、解約申込みの日から起算して1ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

（一部滅失等による賃料の減額等）

- 第25条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰すべき事由によらないときは甲及び乙は、その使用できなくなった部分の割合に応じて賃料減額の要否や程度、期間、賃料の減額に代替する方法その他必要な事項について協議するものとする。この場合において、賃料を減額するときは、その使用できなくなった部分の割合に応じるものとする。
 第26条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が賃借した目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することができる。

（契約の終了）

- 第27条 本契約は、本物件の全部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、乙は以上の条で終了する。

（明渡し）

- 第28条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約を終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。
 第29条 乙は、第19条の規定に基づき本契約の解除された場合において、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
 第30条 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵を甲に返還し、複製した鍵は甲に引き渡さなければならない。
 第31条 乙が明渡しを遅延したときは、乙は（甲に対して）、賃借借契約が解除された日又は消滅時効の起算日の明渡し完了の日までの期間の賃料の返還に相当する損害金を支払わなければならない。

（明渡し時の原状回復）

- 第32条 本物件の明渡し時において、乙は、通常の使用に起因した本物件の損耗及び本物件の経年劣化を除き、本物件を原状回復しなければならない。ただし、自然災害等乙の責めに帰するものがない事由により生じたものについては、原状回復を要しない。
 第33条 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した看板・設備等を撤去するものとする。

事業用賃貸借契約書(事務所)

この賃貸借契約書は、賃貸人(以下「貸主」という)と借主(以下「借主」という)の間で、
賃貸借の目的、期間、料金等について、合意した事項を記載するものである。

第1条 目的物件の表示

1. 目的物件は、所在地(以下「所在地」という)に所在するものである。

2. 目的物件は、用途(以下「用途」という)に使用されるものである。

3. 目的物件は、面積(以下「面積」という)に相当するものである。

4. 目的物件は、構造(以下「構造」という)に相当するものである。

5. 目的物件は、設備(以下「設備」という)に相当するものである。

6. 目的物件は、その他(以下「その他」という)に相当するものである。

7. 目的物件は、その他(以下「その他」という)に相当するものである。

8. 目的物件は、その他(以下「その他」という)に相当するものである。

9. 目的物件は、その他(以下「その他」という)に相当するものである。

10. 目的物件は、その他(以下「その他」という)に相当するものである。

11. 目的物件は、その他(以下「その他」という)に相当するものである。

12. 目的物件は、その他(以下「その他」という)に相当するものである。

13. 目的物件は、その他(以下「その他」という)に相当するものである。

14. 目的物件は、その他(以下「その他」という)に相当するものである。

15. 目的物件は、その他(以下「その他」という)に相当するものである。

16. 目的物件は、その他(以下「その他」という)に相当するものである。

17. 目的物件は、その他(以下「その他」という)に相当するものである。

18. 目的物件は、その他(以下「その他」という)に相当するものである。

19. 目的物件は、その他(以下「その他」という)に相当するものである。

20. 目的物件は、その他(以下「その他」という)に相当するものである。

21. 目的物件は、その他(以下「その他」という)に相当するものである。

22. 目的物件は、その他(以下「その他」という)に相当するものである。

23. 目的物件は、その他(以下「その他」という)に相当するものである。

24. 目的物件は、その他(以下「その他」という)に相当するものである。

25. 目的物件は、その他(以下「その他」という)に相当するものである。

26. 目的物件は、その他(以下「その他」という)に相当するものである。

27. 目的物件は、その他(以下「その他」という)に相当するものである。

28. 目的物件は、その他(以下「その他」という)に相当するものである。

29. 目的物件は、その他(以下「その他」という)に相当するものである。

30. 目的物件は、その他(以下「その他」という)に相当するものである。